

【資料2】

デジタル人材育成プログラム推進事業業務委託仕様書

1 目的

デジタル人材の情報通信分野及び製造分野等への就職の促進を図るため、デジタル人材を目指す就職希望者を対象に、研修プログラムと県内企業とのマッチング機会を提供する。

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

3 業務委託内容

(1) デジタル人材養成コース（仮称）

①概要

県内企業への就職に関心がある学生や求職者、移住希望者等（以下「就職希望者」）に対して、多様な業種の県内企業で活躍できるデジタル人材を目指す動機付けや就職活動スキルの向上を図る研修プログラム、及び県内企業とのマッチング機会を提供する。

②支援対象者・定員

ア 就職希望者・30名程度

イ 県内企業（県内に本社や事業所等が所在し、デジタル人材の採用に関心がある企業。）・30社程度

③支援対象者の募集

ア 就職希望者

受託者が募集を行い、県と協議の上、選定すること。

イ 県内企業

県が募集及び選定を行う。

④研修プログラムを受講する就職希望者（以下「受講者」）の受付・管理

受付フォームの作成等により、受講者の受付や登録等を行うこと。また、受講者の受付に際し、本事業の対象者であることを確認すること。

受講者毎へのアカウント発行等により、受講者の受講状況が把握できるようにすること。

⑤受講者への研修プログラムの実施

ア 研修プログラムの策定

原則、下記(ア)から(エ)までの内容を含む研修プログラムを県に提案し、協議の上、策定すること。

(ア)研修プログラム全体のガイダンス

(イ) 県内企業で活躍できるデジタル人材を目指す動機付け向上に資する内容

(ウ) 3 (1) ⑤イのeラーニング

(エ) 3 (1) ⑥に向けた就職活動スキルの向上に資する内容

イ eラーニング

I Tパスポート、情報セキュリティマネジメント、基本情報処理技術者、及び応用情報処理技術者の資格取得希望者向けのeラーニングを実施すること。なお、受託者が有する既存のeラーニングコンテンツの利用や再委託による講座の提供も可とする。また、受講者にeラーニングの受講方法や資格制度、勉強方法等を説明するガイダンスを実施すること。

ウ 実施方法

原則、アーカイブ配信又はオンデマンド配信により実施し、必要に応じて、オンライン開催や対面開催とすること。

エ 修了者の確保対策

(ア) 多くの受講者が修了できるよう、研修プログラムの難易度や内容量等について配慮すること。

(イ) 必要に応じて、研修プログラムの講師には、外部の専門家を活用し、受講者の満足度を高めること。なお、講師の選定及び講師への経費（謝金、旅費等）の支払いは受託者が行うものとする。

(ウ) 演習やワーク等を組み入れ、受講者のスキルアップを図ること。

(エ) 定期的に受講者の習熟度を確認・管理するなど適切な進捗管理を行うこと。

(オ) 研修プログラム実施期間中は、受講者が必要に応じて適切なフォローを得られる体制とすること。

(カ) その他対策を県に提案し、協議の上、実施すること。

⑥修了者と県内企業とのマッチング

研修プログラム終了後、修了者と県内企業とのマッチング機会を提供すること。なお、オンライン開催等、開催方式は問わないものとする。また、修了者と県内企業とのコミュニケーションが活性化するよう対策を講じること。

⑦達成目標

受託者は、以下の目標を達成するよう努めること。

ア 受講者数 30名

イ 修了者数 24名

ウ 修了者1名当たりが交流した県内企業数 4社

⑧努力目標

受託者は、以下の目標を視野に入れて本業務を遂行すること。

ア 修了者が県内企業で活躍できるデジタル人材を目指す動機付けを高めること。

イ 修了者が県内企業からの内定獲得に向けた就職活動スキルを高めること。

ウ 修了者が県内企業の求人に応募すること。

(2) ICT業界チャレンジコース（仮称）

①概要

情報関連産業での実務が未経験であって、県内ICT企業への就職に関心がある就職希望者に対して、県内ICTが実施する実践的な研修プログラムを提供する。

②支援対象者・定員

ア 就職希望者・研修プログラムを実施する県内ICT企業（以下「研修実施企業」）の受入人数による

イ 研修実施企業（県内に本社や事業所等が所在するICT企業。）5社以内

③支援対象者の募集

ア 就職希望者

受託者が募集を行い、県と協議の上、選定すること。

イ 研修実施企業

県が募集及び選定を行う。

④研修実施企業へのガイダンス

研修実施企業に対して、事業内容の説明や研修プログラムの助言等を行うガイダンスを実施すること。

⑤受講者の受付

受付フォームの作成等により、受講者の受付や登録等を行うこと。また、受講者の受付に際し、本事業の対象者であることを確認すること。

⑥研修実施企業の支援

受託者は、研修実施企業に対し、研修の実施に必要な経費の実費（1社当たり最大50万円）を負担すること。経費負担が可能な費用は別途県が指示する。なお、当該費用は本業務の委託料の範囲内とする。

⑦達成目標

受託者は、以下の目標を達成すること。

ア 研修実施企業1社当たりが実施した研修プログラムの回数 1回以上

⑧努力目標

受託者は、以下の目標を視野に入れて本業務を遂行すること。

ア 研修実施企業が修了者に採用を働きかけること。

イ 修了者が研修実施企業の求人に応募すること。

(3) 共通事項

①業務管理責任者の配置

本業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本業務を統括する業務管理責任者を配置すること。

②工程表等の提出

契約締結後速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。

③開催日時等

契約締結後速やかに、各業務の開催日、会場及び実施内容等について、県と事前協議を行うものとする。

④就職希望者の募集

受託者が、ランディングページやインターネット広告の活用、リーフレットの配布等、効果的な募集方法を県に提案し、協議の上、実施すること。なお、受託者が使用するリーフレットとは別に、県にリーフレット（A4サイズ）を1,500部納入すること。

⑤会場及び機材の手配

会場及び機材が必要となる際は、選定、手配及び支払については受託者が行うものとする。

⑥連絡調整

支援対象の就職希望者及び県内企業との連絡調整については受託者が行うものとする。

⑦本業務遂行のための調整・報告等

本業務の遂行に当たっては、県はもとより、関係者との打ち合せなども適宜実施し、業務経過を必要に応じて随時報告すること。

⑧アンケート調査の実施

事業効果を把握するため、支援対象の就職希望者及び県内企業にアンケート調査を実施し、調査結果を県に報告すること。なお、アンケートの調査項目を県と協議の上、作成すること。

⑨完了報告

本業務が完了したときは、当該完了から30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、業務完了届及び業務報告書、その他県が指示する資料等を県に提出すること。

4 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

(2) 再委託等について

- ① 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 3(2)の実践的な研修プログラムの実施については、再委託できるものとする。

③ 上記②を除く業務の一部については、第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本業務に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

5 その他

(1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項等について、受託者と県が必要の都度打ち合わせを実施できる体制を整えること。

(2) 本業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。

(3) 感染症や災害時対応等の不測の事態が発生した場合は、本業務の内容の一部を臨機に中止又は変更できるものとする。この場合において、中止又は変更する内容は、県と協議の上、決定するものとする。

(4) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議により決定するものとする。